

装プ事第1339号
27.10.21
一部改正 装プ事第5065号
令和2年 3月31日
一部改正 装プ事第12226号
令和2年 9月 3日
一部改正 装プ事第12300号
令和3年 8月27日
一部改正 装プ事第12795号
令和6年 7月11日

大 臣 官 房 長
各 局 長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
防 衛 装 備 庁 防 衛 技 監
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 各 装 備 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 審 議 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 総 務 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 人 事 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 会 計 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 艦 船 設 計 官
防 衛 装 備 庁 各 部 長
防 衛 装 備 庁 の 施 設 等 機 関 の 長

殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

プロジェクト管理における対象装備品等の選定等について(通達)

標記ついて、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

プロジェクト管理における対象装備品等の選定等について

(プロジェクト管理重点対象装備品等の候補の選定基準)

第1 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第5条第1項に規定する検討の対象となる装備品等は、原則として、量産・配備段階の終期以降の装備品等を除く装備品等とする。

2 訓令第5条第2項に規定する基準は、防衛省として取得を検討している装備品等であって、かつ、当該装備品等のライフサイクルコスト又はライフサイクルの各段階の経費の見積りについて、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 構想段階及び研究・開発段階の経費が230億円以上
- (2) 量産・配備段階の経費が2000億円以上
- (3) ライフサイクルコストが3000億円以上

(プロジェクト管理重点対象装備品等の選定基準)

第2 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、訓令第6条第1項及び第3項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の選定を行おうとするときは、あらかじめ、選定の理由について防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整を行うものとする。

2 長官は、訓令第6条第1項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等を選定する場合は、次に掲げる防衛力の整備の観点からの重要性を満たす装備品等を選定するものとする。

- (1) 現にその効力を有する防衛力整備計画で自衛隊の能力等に関する主要事業として掲げる装備品等の閣議において取得が決定された装備品等その他重要と認める装備品等であること。
- (2) 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から保有する装備品等であって、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち2以上の自衛隊において共通して使用される装備品等であること。
- (3) 研究を経ずに直接開発する装備品等、運用実証型研究を行う装備品等又は既存の装備体系に属さない新たな装備体系を念頭に置く装備品等であること。
- (4) 国際共同開発・生産の装備品等であること。
- (5) 部品の枯渇、企業の撤退、技術の喪失等のリスクがあるため、サプライチェーン維持等に特段の配慮が必要と認める装備品等であること。
- (6) 防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達

する装備品等を含む。) であること。

- 3 長官は、前項に定めるもののほか、訓令第7条に規定するPM/IPTの設置についても併せて調整を行い、PM/IPTを置く場合にあってはPM及びIPTを構成する者の候補を、PM/IPTを置かない場合にあってはその理由を明示するものとする。
- 4 長官は、訓令第6条第2項及び第3項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等について、選定の対象にしない又は選定する場合は、コスト、スケジュール、機能・性能等に係るリスクの高さ等を考慮するものとする。
- 5 長官は、訓令第6条よりプロジェクト管理重点対象装備品等について選定する場合は、装備品等のライフサイクルにおいて特に管理することが必要な部分に限定した取得プログラムを確立し、当該プログラムに対応したライフサイクルコストを見積もることができる。
- 6 長官は、訓令第6条の2第1項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の選定の解除を行い、又は同条第2項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等に変更する場合は、その後の重大なリスク及び問題の発生の可能性を考慮するものとする。
- 7 長官は、訓令第6条の2第1項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の選定の解除を行う場合には、原則として、量産・配備段階の終期までに行うものとする。
- 8 訓令第6条の2に規定する防衛大臣の承認を得、又は防衛大臣に報告する場合は、以下のとおりとする。
 - (1) 防衛大臣の承認を得る場合
 - ア 訓令第6条の2第1項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の選定の解除が行われ、訓令第7条第3項の準じた方法等によるプロジェクト管理を行う装備品等としない場合
 - イ 訓令第6条の2第2項の規定により訓令第7条第3項の準じた方法等によるプロジェクト管理を行う装備品等以外の装備品等をプロジェクト管理重点対象装備品等とする場合
 - (2) 防衛大臣に報告する場合
 - ア 訓令第6条の2第1項の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の選定の解除が行われ、訓令第7条第3項の準じた方法等によるプロジェクト管理を行う場合
 - イ 訓令第6条の2第2項の規定により訓令第7条第3項の準じた方法等によるプロジェクト管理を行う装備品等をプロジェクト管理重点対象装備品等とする場合

(委任規定)

- 第3 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁プロジェクト管理部長が定めるものとする。